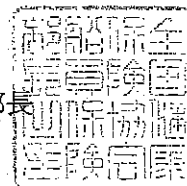


平成 29 年 9 月 26 日



厚生労働省 労働基準局
労災管理課課長 様

全国健康保険協会船員保険部長



労災就学等援護費の支給対象校の拡充について (要望)

船員保険事業の運営につきましては、平素より格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

船員に対する就学等援護費事業につきましては、平成 22 年 1 月より労働者災害補償保険の社会復帰促進等事業として実施されておりますが、平成 22 年 1 月前に支給事由が発生したものに つきましては、引き続き船員保険の福祉事業として当協会にて実施しているところでございます。

船員保険の運営に関しては、船舶所有者の代表者及び船員の代表者に参画いただいている船員保険協議会において、事業運営等に関するご意見を聴きながら進めているところですが、以前より、船員代表の委員から、就学等援護費の支給対象校について、船員の養成校についても対象として欲しい旨の意見があり、予ねてより、貴課に対して要望してきたところでです。

今般、平成 29 年 7 月 24 日に開催された第 36 回船員保険協議会の議論の場におきまして、船員代表の委員だけでなく船舶所有者代表の委員からも、就学等援護費の支給対象校について、船員の養成校についても対象として欲しい旨の意見を頂戴したことを踏まえ、改めて要望させていただく次第です。

例えば、海上技術学校で実施している船員養成のための教育につきましては、「一般科目」と「専門科目」によってカリキュラムが編成されており、一般高校と同様の科目を履修し、卒業後は高等学校卒業と同等の資格が得られるほか、乗船実習科終了後は四級海技士の国家資格を取得することができるなど、船員養成校としては、商船高等専門学校で実施している船員養成のための教育と同様のものと考えており、労災就学等援護費の支給対象としては是非加えるべきと思料いたします。

つきましては、海上技術学校等につきましても就学援護費の支給対象校として拡充していただきたく、よろしくお願い申し上げます。

○農水省所管

学校名	学科等	定員(入学定員)	入学資格	卒業	修業年限	授業料	備考
水産大学校	水産流通経営学科	80(20)	高校卒業	大学	4年	年535,800円	専攻科修了後、3級海技士の筆記試験免除
	海洋生産管理学科	180(45)					
	海洋機械工学科	180(45)					
	食品科学課	180(45)					
	生物生産学科	120(30)					
専攻科	50(50)	水産大学校卒業者	大学院	1年			
水産学研究科	20(10)		大学院	2年			

○国交省所管

(海上技術学校) 小樽海上技術学校 館山海上技術学校 唐津海上技術学校 口之津海上技術学校	乗船実習科	(30) (30) (30) (30)	中学校卒業	高校	3年6ヶ月	無償	乗船実習科修了後、4級海技士の筆記試験免除
(海上技術短期大学校) 宮古海上技術短期大学校 清水海上技術短期大学校 波方海上技術短期大学校	専修科	(40) (110) (80)	高校卒業		2年	年108,000円	卒業後、4級海技士の筆記試験免除
(海技教育機構) 海技大学校	海上技術コース(航海・機関) 海上技術コース(専修) 海上技術コース(航海専攻) 海上技術コース(機関専攻) 海技士コース(専修)		海技学校卒業者 海技短大卒業者 大学、短大卒業 大学、短大卒業 高校卒業		2年 2年 2年6ヶ月 2年 3.5月	年322,200円 年322,200円 年322,200円 年322,200円 年111,700円	卒業後、3級海技士の筆記試験免除 卒業後、社船の6ヶ月の乗船実習終了後、6級海技士の筆記試験免除

○文科省所管(公立大学、公立水産高校を除く)

(大学) 神戸大学海事科学部 東京海洋大学海洋工学部 東海大学海洋学部	乗船実習科 乗船実習科 乗船実習課程	(120) (130) (80)	高校卒業	大学	4年6ヶ月	年535,800円	乗船実習科、乗船実習課程で6ヶ月の乗船実習を終えると、3級海技士の筆記試験免除	
北海道大学水産学部 長崎大学水産学部 鹿児島大学水産学部	専攻科						5年	専攻科で1年の乗船実習を終えると、3級海技士の筆記試験免除(鹿児島大学は大学院水産研究科へ進学すると3級海技士の乗船履歴が免除)
(短期大学) 日本海洋技術専門学校	船員学科	なし					高校卒業	短大
(高等専門学校) 富山高等専門学校 鳥羽商船高等専門学校 大島商船高等専門学校 広島商船高等専門学校 弓削商船高等専門学校	商船学科	(40) (40) (40) (40) (40)	中学校卒業	短大	5年6ヶ月	年234,600円	卒業後、3級海技士の筆記試験免除	

全国健康保険協会船員保険協議会（第36回）

日 時：平成29年7月24日（月）14：58～16：02

場 所：アルカディア市ヶ谷 5階 大雪

出席者：岩村委員長、浦委員、江口委員、菊池委員、立川委員、田付委員、田中委員、内藤委員、長岡委員、箱井委員、平岡委員（五十音順）

議 題：

1. 平成28年度決算について
2. 船員保険就学等援護費の改定について

岩村委員長：

それでは、ただいまから第36回船員保険協議会を開催することにいたします。

本日の出席状況でございますけれども、門野委員から欠席というご連絡をいただいております。また、江口委員より、交通機関の影響で到着が遅れる旨のご連絡もいただいております。

本日も、オブザーバーとして厚生労働省よりご出席をいただいているところではございますが、人事異動があったということでございますので、ご案内をさせていただきたいと思っております。7月11日付で田中保険課長が新たに就任されていらっしゃいます。なお、本日は所用があつてご欠席というご連絡を頂戴しております。

それでは、早速議事に入りたいと思っております。お手元の議事次第をご覧くださいと思っております。

まず、事務局から議題1、平成28年度決算につきまして説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議題1. 平成28年度決算について

松下船員保険部次長：

資料1-1から資料2までによりましてご説明させていただきます。

まず、決算報告書につきまして、資料1-2が船員保険勘定の平成28年度決算報告書でございます。平成28年度の収入、支出を科目ごとにお示ししておりますが、その概要をまとめたものを資料1-1としてご用意しておりますので、本日は概要でご説明をさせていただきます。

資料1-1をご覧ください。平成28年度収支の状況につきまして、予算と決算を対比してお示ししております。収入金額は476億円となっております。その内訳といたしましては、保険料等交付金が356億円、疾病任意継続被保険者保険料が13億円、国庫補助金等

が30億円、職務上年金給付費等交付金が58億円、その他が4億円、被保険者保険料負担の軽減相当分を準備金から繰り入れております累積収支からの戻入が16億円でございます。

なお、保険料等交付金が予算額に対しまして約9億円減少しておりますが、その主な要因といたしましては、28年度の予算策定の時点では27年度も未交付額が発生すると見込んでおりましたが、国の支出枠が引き上げられたこと等によりまして、27年度の未交付額が実際には発生しなかったこと等によるものでございます。

予算額との比較では約9億円の減少となりますが、27年度決算と比較してみますと、約2億円増加したところでございまして、27年度は26年度の未交付額約4億円が含まれておりますので、単年度の保険料収入ということでは28年度は27年度に比べ平均標準報酬月額伸び等によりまして約6億円増加いたしました。また、その他につきましては、運用収入や返納金収入等でございますが、金銭信託の解約に伴う国債の売却益がございましたので、対予算2億円の増加となっております。

一方の支出につきましては434億円となっております。保険給付費が267億円、拠出金等が99億円、介護納付金が31億円、業務経費・一般管理費が32億円、職務上年金給付費等交付金の前年度分の返還金等でございますその他が5億円でございます。保険給付費が予算額に対しまして約8億円増加しております。予算額につきましては被扶養者数の減少などで加入者数が減少する一方で、1人当たり医療費は増加することを見込んだ上で算出したところではございますが、28年度は入院医療費が見込みを上回ったこと等によるものでございまして、後ほど事業報告の中でその内容等についてご説明させていただきたいと思っております。

また、業務経費・一般管理費につきましては、業務経費が24億円、一般管理費が8億円でございます。業務経費のうち、保健事業経費、特別支給金、保養事業経費がそれぞれ約1億円ずつ予算額を下回ったほか、一般事務経費として約8億円を見込んでおりましたマイナンバーに係るシステム開発費がシステム構成の見直し等によりまして約1億円の執行額となったこと等によりまして、予算額に対しまして合計で約12億円の減少となったところでございます。結果、収支差が42億円となっているところでございまして、この42億円を累積収支に繰り入れさせていただきます。

続きまして、財務諸表について、資料1－3をご覧ください。貸借対照表の前に、損益計算書についてご説明させていただきたいと思っております。3ページ、4ページをご覧ください。

経常費用、経常収益等の詳細を記載しております。経常費用の合計につきましては、4ページの右端上にごございます431億円となっております。また、経常収益の合計につきましては、4ページ右端の欄の上から5番目にごございます456億円となっております。先ほどの経常費用合計431億円との差25億円が経常収益となります。なお、一番下にごございます当期純利益が25億円となっております。先ほど決算報告書の概要でご説明した収支差42億円と異なるところでございますが、その主な要因といたしましては、被保険者

の保険料負担軽減分として準備金より戻入しております約16億円につきまして、決算報告書上では収入として計上しておりますが、損益計算書上では収益に計上されないこと等によるところでございます。

1 ページにお戻りいただきまして、資産と負債とをあらわしました貸借対照表でございます。資産の部の流動資産の合計は、1 ページ右端の欄の上段でございます479億円となっております。その内訳である現金及び預金が452億円でございます。27年度末では約140億円でしたが、28年度に準備金の一部約300億円を管理していた金銭信託を解約し、普通預金で管理することとしたことによりまして、固定資産に金銭の信託として計上されていたものが他の現金預金と合わせまして、流動資産の現金及び預金に計上されているところでございます。また、未収入金30億円につきましては、3月までに国で収納された保険料等で4月に保険料等交付金として国から交付されるものや未収の返納金債権などがございます。下から2段目の固定資産合計につきましては、金銭の信託がなくなったことで船員保険の業務システムのソフトウェア等の2億円となっておりまして、資産合計は481億円でございます。

右側2ページが負債の部でございます。流動負債の合計は34億円となっております。その主なものが未払金でございますが、これは4月当初に支払います前期高齢者納付金などの拠出金、また3月以前に申請を受け付けまして、4月以降にお支払いする現金給付などについて32億円を計上しているところでございます。また、前受収益といたしまして、3月に納付された疾病任意継続の前納保険料1億円がございます。固定負債は5億円でございます。負債合計といたしましては38億円となっております。純資産の部では、資本金は全額全国健康保険協会が船員保険を承継した際の政府出資金でございます。準備金が414億円、また、括弧書きになっております当期純利益は損益計算書で計上しております25億円でございます。これによりまして純資産合計は443億円となります。なお、負債と純資産の合計が資産の部の資産合計とバランスいたしまして481億円となります。

次に、キャッシュ・フロー計算書につきまして、5ページをご覧ください。こちらは現金の出入りを示したものでございますが、下から3段目の資金の増加額が312億円でございます。資金期首残高140億円に対しまして、資金期末残高は452億円となっております。貸借対照表の現金及び預金の額と、こちらの期末残高が一致するところがございます。先ほどご説明いたしましたとおり、金銭信託の解約等により増加したものでございます。

右側6ページが利益の処分に関する書類でございます。3月末時点では、当期末処分利益となっております当期純利益25億円につきまして、欄外にございまして、利益処分を行った場合、準備金の残高は438億円となるところがございます。

7ページ以降につきましては、注記事項等になりますので、ご説明は省略させていただきます。

引き続き、資料1-4、船員保険の平成28年度事業報告書（案）についてご説明させて

いただきます。資料1－4をご覧ください。

1 ページが加入者・船舶所有者の皆様へ、2 ページ、3 ページが協会の理念と事業運営の基本方針、4 ページ、5 ページが平成28年度の事業運営方針と総括としておりまして、総論といたしましては、船員保険の事業運営、財政状況ともに比較的安定していると言えるところであると考えておりますが、財政状況につきましては、被保険者数や標準報酬月額が保険料収入に大きく寄与しているところをございまして、この点につきまして、まず6 ページ、加入者数及び船舶所有者数の状況をご覧ください。

図表3－1にございますとおり、28年度の被保険者数は5万8,031人となっております。平成27年度の169人に引き続いて112人増加いたしました。一方、被扶養者数は6万4,161人で1,681人減少しております。加入者数といたしましては1,569人減少して12万2,192人となっております。また、平均標準報酬月額は41万1,999円、平均標準賞与額は平均標準報酬月額の1.14月分に当たる60万527円となっております。それぞれ過去最高水準となっております。被保険者の年齢構成につきましては、7 ページの図表3－2、3－3でお示しておりますように、依然として50歳代以降の構成割合が高い状況ではございますが、年齢各層別の人数は平準化してきておりまして、平均年齢も5年前と比べますと0.6歳若くなっております。

1 枚おめくりいただきまして、8 ページからが医療費と保険給付費の動向でございます。図表4－1のとおり、医療費総額、医療給付費とも27年度に引き続き増加しております。加入者数の減による影響を上回って医療費が増加したことになります。そのことから、図表4－2でお示している加入者1人当たりの医療費総額と医療給付費につきましても約3%程度増加しております。27年度は、調剤費の伸びの影響が大きかったところですが、28年度は高額医薬品の薬価の引き下げが行われたこと等もございまして、調剤費といたしましては27年度より約1億8,000万円ほど減少しております。28年度の加入者1人当たりの医療費総額の増加の主な要因といたしましては、入院医療費が年度を通して伸びたことによるものでございます。金額ベースで申しますと、28年度の入院医療費が対27年度で約3億5,000万円増加しております。

なお、入院日数は加入者数の減もございまして前年度より減少しております。1日当たり入院医療費が伸びているところをございまして、その内容等につきまして、外部機関も活用して分析いたしましたところ、年代別、疾病別といった視点からは資料としてお示しできるような特段の特徴的な要因は見られなかったところをございます。

一方、個人にかかる入院医療費といった視点で見ますと、28年度は被保険者の方で複数名、脳梗塞、心筋梗塞、新生物などといった疾病で特に高額な医療が必要だった方がいらっしゃったところをございまして、入院医療費が高額であった方上位30人の1日当たり入院医療費が対27年度で約1億4,000万円増加しているところをございます。そのことから、特定の方の入院医療費が高額であったという28年度に限った要因があったと考えられるところをございまして、29年4月の入院医療費は28年度より約5.2%の減となっております。

りますが、引き続き5月以降の入院医療費の動向を見ていく必要がございますので、それらを踏まえまして検証等をしていきたいと考えております。

それでは、次に進めさせていただきます。図表4-3から10ページの図表4-5までが職務外、職務上等の内訳でございます。また、10ページの一番下の図表4-6が年金給付費の動向でございます。そのほとんどが平成22年前の職務上の事故に起因するものということで、年金受給者数につきましては年々ほぼ同水準で減少してきているところでございます。

11ページが決算の状況でございます。先ほどの決算報告のとおり、476億円の収入に対し434億円の支出で42億円の黒字となっております。

また、12ページから17ページまでが保険料率関係でございますが、29年度保険料率の方向性をお諮りした11月21日の船員保険協議会及び29年度保険料率についてご了承いただいた1月25日の船員保険協議会の資料から抜粋して掲載してございますので、ご説明は省略させていただきますと思います。

18ページをごらんください。準備金の金銭信託に関してでございますが、先ほど貸借対照表のご説明の中で少し触れさせていただきましたが、日銀のマイナス金利政策の影響等によりまして、5月20日に金銭信託を解約いたしました。なお、マイナス金利政策が続いているということもございますので、ここで資料2によりまして、これまでの準備金の運用結果についてご報告させていただきますと思います。

資料2をご覧ください。1枚物の資料でございます。

資料2、船員保険の準備金の一部300億円につきましては、22年6月から28年5月までの間、約6年間でございますが、金銭信託により5年国債の満期保有を原則とした運用を行ったところでございまして、これまでの運用結果を資料の一番下にお示しさせていただきます。収益額から手数料を差し引いた実現利益の合計は4億5,200万円でございます。また、実現利回りの平均は0.250%でございます。また、欄外※2にございまして、28年度は金銭信託の解約に伴いまして、5月18日に保有していた国債を全て売却いたしましたので、この売却益が別途2億6,100万円ございました。なお、売却益を含めまして解約した資金につきましては、ほかの準備金と同一口座において一元管理しております。準備金の運用につきましては以上でございます。

それでは、資料1-4にお戻りいただきたいと思っております。資料1-4の19ページをご覧ください。

19ページからは船員保険事業の概況ということで、基本的に28年度事業計画に記載した事項に沿ってご報告しております。

まず、保険運営の企画・実施に関しましては、メタボリスクの保有率及び喫煙率が高いことに着目した船員保険データヘルス計画の2年目の取り組みを実施したこと等を総括的に記載した上で、20ページからは情報提供・広報の充実等についてご報告しております。

情報提供・広報の充実につきましては、20ページの図表6-3、21ページの図表6-4

で船員保険ホームページの利用状況、アクセス件数をお示ししております、定期的に健康づくりに関する情報を提供するなど、情報量の拡充等に努めているところではございますが、アクセス件数自体は27年度よりは減少しております。また、紙媒体の広報物について、22ページに「船員保険のしおり」、23ページに「船員保険通信」、24ページに「船員保険のご案内」をそれぞれ掲載しております、25ページに送付物への広報チラシの同封や関係団体に多大なご協力をいただいております関係団体の機関誌等による広報についてご報告しております。28年度は、新たに船員災害防止協会を加えまして、8つの関係団体の機関誌等に広報チラシ等を掲載していただきました。

25ページ下段から27ページにかけてのジェネリック医薬品の使用促進につきましては、28年度も軽減額通知を2回送付しております、26ページの図表6-5のとおり、1回目通知の軽減効果額としては1カ月当たり約583万円、単純推計で年間6,995万円が見込まれるところでございます。なお、2回目通知の効果額につきましては、8月ごろにまとまる予定でございます。

また、船員保険のジェネリック医薬品の数量ベースでの使用割合といたしましては、図表6-6にございますように、29年3月で72.1%となっております、28年9月以降70%を超えた状態で推移しております。

続きまして、28ページからが保険給付等の円滑な実施に関してでございます、29ページから30ページに現金給付の支給状況を記載しております。

なお、29ページの図表6-7が職務外の事由に係るものでございまして、全体的に件数、金額とも伸びておりますが、中段にございます医療費のうち、柔道整復施術療養費につきましては、ほぼ前年度同となっております、引き続き適正化に向けた取り組みを行っていくこととしております。

31ページ、サービス向上のための取組みについてでございますが、サービススタンダードにつきましては、25年度から引き続き100%を達成しております。また、お客様満足度調査につきましては、全体として比較的高い評価をいただいておりますが、その中では一番下の図表6-11にあります適用関係の事務処理に要した期間に対する満足度が81.3%と最も低くなっております。こちらにつきましては、喪失届が処理されていないことで疾病任意継続の手続をされた方の保険証が届くのが遅くなったというのが不満の主な要因でございまして、32ページ中段の1つ目のぼつの「なお」以下にございますように、退職手続が終わっていないために保険証の発行ができないお客様につきましては、その旨を記載した申請書の受け付け通知をお送りすることとしたことで、27年度に比べますと10ポイントほど改善したところでございます。

33ページをごらんいただきまして、中段以下にございます職務上の上乘せ給付等の申請勧奨についてでございますが、職務上の上乘せ給付等につきましては、厚生労働省の受給者情報により未請求者への申請勧奨を行っておりますが、そのうち休業手当金につきましては、添付書類の入手が困難等の理由で650件程度が勧奨後も未請求となっております

ので、28年度から労災請求時の添付書類を労働基準局から提供してもらえるよう、改善を図った上で再勧奨を行いました。

34ページの現金給付の審査の適切な実施に関しましては、傷病手当金等の現金給付の審査に当たり、資格取得日と労務不能となった日が近いなど、適用に疑義のある案件が3件ほどございましたが、日本年金機構へ照会した結果、立入調査が必要なものはございませんでした。また、下船後の療養補償に関する周知につきましては、新たな取り組みといたしまして、療養補償証明による受診が多い医療機関に対しましても、35ページに載せております適正使用に向けたチラシを送付いたしました。

1枚おめくりいただきまして、36ページの(7)レセプト点検につきましては、図表6-13にございますとおり、加入者1人当たり診療内容等査定効果額は対前年度3.0%増の137円となっております。

また、37ページの被扶養者資格の再確認につきましては、272人の未提出者の処理を行ったことで支援金等約1,600万円の適正化が図られました。次の無効となった保険証の回収につきましては、船員保険も三次催告まで実施するようにいたしまして、回収率は96.3%ございました。なお、28年度に発生した返納金等債権の収納率は82.4%となっております。

続きまして、38ページからが保健事業の推進、強化に関してでございます。船員保険データヘルス計画の2年目に当たる28年度の主な取り組みといたしましては、外部機関を活用した健診結果データ、レセプトデータ等の分析体制の強化、船員独特の勤務形態や生活実態を踏まえた健康づくりの冊子の作成等ございましたが、レセプト・健診等データの分析につきましては、分析結果による健康課題の整理及び課題に応じた効果的、効率的な保健事業の検討等を含めた外部委託により実施いたしました。その中でGISを活用した分析も行ったところございまして、その結果につきましては29年度の巡回健診の実施場所の選定等に生かしていくこととしております。

メタボリスク保有率の減少に向けた取り組みといたしましては、船内で実践できる生活習慣病予防のノウハウをまとめた冊子「ヘルスコンパス（船員のためのやさしい健康づくり）」を作成し、全被保険者及び船舶所有者に配付いたしました。なお、船内でできる簡単な体操のDVDも冊子につけておりまして、送付後のアンケートではおおむねご好評をいただいております。また、この冊子に掲載した内容等をさらにホームページ用にバージョンアップするような形で40ページにあるような情報に編集し直しまして、ホームページに注目しておきたい健康情報としてサイトを作成し、連載いたしました。

41ページからが健診関係でございまして、42ページの図表6-18にございますように、健診実施機関数は着実に増加してきております。また、巡回健診につきましては、28年度も漁協等に加えて駅周辺等でも実施いたしまして、図表6-19のとおり、健診受診者の約40%に当たる約8,600の方が巡回健診での受診となっております。

健診等実績につきましては、44ページの図表6-20をご覧ください。健診につきましては

は、健診対象者が減少していることや手帳健康証明との兼ね合わせもございまして、受診者数の減少も見られますが、実施率といたしましては増加してございます。また、特定保健指導につきましては、被保険者の初回面談と被扶養者の6カ月後評価の対象者が増加した一方で、受診者、実施率ともに減少しておりまして、外部事業者等を活用いたしまして、未利用者への働きかけ等を引き続き行っていくこととしております。

加入者の健康増進等を図るための取り組みにつきましては、44、45ページにオーダーメイドの情報提供冊子の配付、46ページに船員手帳健康証明データの提供者に対する健康づくり支援、47ページに「健康度カルテ」を活用した船舶所有者への情報提供、48ページに出前健康講座の実施状況等を記載しておりまして、48ページの下段になりますが、28年度は船員保険として初めて地方自治体等が開催するイベントに参加し、健康づくり等の取り組みをPRいたしました。

49ページが福祉事業に関してでございますが、こちらにつきましては、無線医療や洋上救急医療援護事業等を確実に実施してきたほか、保養事業のうち、利用者が伸びていない旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業について、利用促進を図るための改善策を検討し、29年度当初から実施できるよう準備を行ったところでございます。

なお、福祉事業につきましては、今後も人命に直接つながる無線医療や洋上救急医療事業について、地域医療機能推進機構または日本水難救済会と連携いたしまして確実に実施するとともに、保養事業につきましては、皆様のご意見もお聞かせいただきながら、その利用促進に努めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

50ページから53ページは組織運営、業務改革の取り組みについてございまして、協会組織全体の取り組みとして健康保険と一体的に取り組んでおります。事項ごとのご説明は省略させていただきます。

54ページからの東日本大震災及び熊本地震への対応といたしましては、54ページ、55ページのそれぞれ一番下でございますとおり、一部負担金等の免除証明書の28年度末時点での有効枚数は、東日本大震災分が12枚（8世帯）、熊本地震分が34枚（16世帯）となっております。

57ページに今後の運営として、29年度事業計画でお示ししている事項等を記載した上で、58ページ、59ページに目標指標と検証指標の結果、60ページ以降に財務諸表等を添付いたしまして、事業報告とさせていただきます。

なお、今後とも船員労働の特殊性を十分考慮した事業実施を図るとともに、各指標の動向、中長期的な財政見通し等を踏まえながら、安定的な事業運営に努めてまいりますので、引き続きご支援、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

長くなりましたが、ご説明につきましては以上でございます。

岩村委員長：

ありがとうございました。

ただいま平成28年度の決算を事業報告書その他も含めてご説明いただいたところですが、何かご意見、あるいはご質問がありましたらお出しいただきたいと思います。

では、内藤委員、どうぞ。

内藤委員：

今、全体的にご説明いただきまして、特に標準報酬月額やボーナスが高く推移したことなどが主な要因となって安定的な船員保険の財政運営が確保されたというご説明をいただきました。

ただ、私は内航総連から出席しておるんですが、海運業界における今後の5年間の見通しということでお話しさせていただきますと、例えば我々が運ぶ石油や、代替エネルギーというのは、今後5年間で約20%近く減っていくと予想されています。また、鉄などの重量の重たい品物の生産自体が減っていくという予測も出ておりますので、貨物船全般で取扱う物流量自体が減っていくことも考えられます。そう急激な減というのはないと思うんですけども、船員保険の財政運営にあたっては、海運業界の物流が変化しているということも加味していただきたいと思います。よく5年間の見通しということで、船員保険を健全に運営していくための予測を立てていらっしゃると思うんですけども、実感として海運業を取巻く経済状況はだんだん厳しくなっておりますので、財政見通しを立てる際はその辺もあわせてご検討いただきたいと思います。

あと、ちょっとお聞きしたいんですが、37ページ、8項目で被扶養者資格の再確認の結果、未提出であった272名の被扶養者の資格喪失届出が処理されたことで1,598万円の適正化が図られたということですが、これは例えばマイナンバーを利用してわかったのか、それとも事業者から届けていただいてわかったものなのか、その辺を伺いたいです。

あと、その次の無資格受診等の事由による債権の発生抑制、早期回収というところも、マイナンバーを利用しているのかあわせて伺いたいと思うんですけどもいかがでしょうか。

岩村委員長：

前段はご意見、ご要望かと思いますが、何かコメントが事務局側からあればと思いますし、後段はご質問ですので、ご回答をいただければと思います。よろしくお願いします。

松下船員保険部次長：

前段につきましては、中長期予測等を立てる際に、ご意見は十分踏まえながら、過去の医療費の伸びですとか、被保険者数の伸び等を踏まえまして適切に実施していきたいと考えております。

また、被扶養者の再確認に関してでございますが、高齢者医療制度への支援金等が被扶

養者数の割合によりまして算出されること等もございまして、船舶所有者の方に対しまして、現在、被扶養者の認定を受けていらっしゃる高校生以上の方たちの現在の状況をお伺いした結果、272名の方が就職等をされて現在は被扶養者ではないといったことで届け出をいただいたところございまして、マイナンバー制度との関連はこの部分はないところでございます。

岩村委員長：

無資格受診のほうのご質問はいかがでしょうか。もう少しご趣旨をはっきりさせていただければと思います。たしか債権の早期回収のこともちょっとお尋ねしたいというふうにおっしゃったと思うのですが。

内藤委員：

マイナンバーを利用してということではなくて、催告などが適正かつ早期に確実に行われたという理解でよろしいということでしょうか。

岩村委員長：

いかがでしょうか。

松下船員保険部次長：

こちらにつきましても、現在、平成27年度まで二次催告まで実施してきたところでございますが、平成28年度につきましても、さらに三次催告まで行うことで資格喪失されている被保険者証の回収の強化に努めたところでございまして、その結果といたしまして、回収率が96.3%となったところでございます。

岩村委員長：

よろしいでしょうか。

内藤委員：

はい。

岩村委員長：

ありがとうございます。

ほかにはいかがでございましょうか。

では、立川委員、どうぞ。

立川委員：

49ページで福祉事業の着実な実施というところなのですが、下の2つのところですね。契約保養施設利用補助事業、これは従来の船員保養施設の関係の継続版という理解の部分だと思うんですが、この関係と旅行代理店を活用したということで新たに船員福祉事業の充実を図ろうということで制度をつくったわけなのですが、旅行代理店を利用したという部分で利用者数ないしは宿泊者数がなかなかふえてきていない。実際問題、制度も少し変えていただいて、ネットから申し込めるようになってきたとはいいいながら、なかなか実数が上がってきていません。せっかくつくった制度ですので、このままでは埋もれてしまうということになるので、改めてもう少し運用の仕方を検討して改善する必要があるのではないかと。さらなる改善という面で何かその辺のお考えがあるのかお伺いしたいと思います。

契約保養施設のほうは、2,200、2,700、4,500と突然ふえているのですが、どういう理由があるのかお伺いします。また、この契約保養施設というのを新たに追加するということは逆にできないでしょうか。といいますのは、こちらのほうが使い勝手がいいんですね。当日行って泊まれるような使い勝手のよさがあります。このような部分で旅行代理店を使ったというのを含めまして、福祉の充実ということで考えることはできないのかというのを伺っておきたいと思います。

以上です。

岩村委員長：

では、事務局のほうでお願いいたします。

松下船員保険部次長：

旅行代理店を活用いたしました保養施設利用補助事業につきましては、利用可能施設数が全国4,000カ所と多いことや、ことし4月から海外旅行も可能にしたことなどのメリットがあるところではございますが、一方で契約保養施設利用事業に比べまして、手続が煩雑であるといったことはご指摘のとおりでございます。

また、契約保養施設利用補助事業が28年度大きく伸びている理由ということでございましたけれども、離島にお住まいの方が大幅に利用されたといったようなところが28年度は見受けられたところでございます。いずれにいたしましても、この契約保養施設利用事業や旅行代理店を活用した保養施設利用の補助事業などあわせまして、保養事業全体として今後利用促進が図られるような方法を検討していきたいとは思っているところでございます。

岩村委員長：

立川委員、よろしいでしょうか。

立川委員：

せっかくの船員での福祉事業としての制度でございますので、より利用者がふえる形で制度を改めて考えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

岩村委員長：

ありがとうございました。

ほかにはいかがでございますでしょうか。

では、田中委員、どうぞ。

田中委員：

はじめに28年度の事業全般につきまして大変丁寧に、さまざまな事業運営を行っていたに、この場をおかりして感謝を申し上げたいと思います。

個別的には、個々に今報告がございましたので、単年度の状況も確認しながら、また複数年度での状況を確認しながら、安定的にこの事業が継続されていく、そういうことを今後もぜひ続けていきたいと思っています。

海運の業界の事情について、船主側の委員からも少し厳しい先行きの見通しのお話もありましたけれども、一方で、国内のトラック輸送を初めとしたいろんな輸送がモーダルシフトということで、海上輸送の重要性というのは見直されている、また、そういうことの必要性もかなり叫ばれてきて、新しい航路が開拓をされたり、そういった明るい兆しもございます。

若い人が飛び込まない産業であれば衰退をしていくわけですがけれども、四面環海の日本で、当たり前のお話ですがけれども、海運の重要性というのは今後も変わらないでしょうし、また、それを担う担い手としては、やはり陸上を離れて洋上で操船し、動かして、そして荷物を運ぶという形は、よほど技術革新がない限りは、まだまだこれからも続いていくだろうと考えています。そういうことからすると、海運というのには日本が国として成り立っていくためには今後も必要でしょうし、そのためには一定数の船員も引き続き必要だと思います。その船員が船員として、船員を職業として安心して継続できるような事業を、ぜひこれからも引き続き皆さんと知恵を出しながら継続していきたいと思っています。

特に、船員保険の事業そのものに直接的なことではないですがけれども、過去にも相当議論してきていますけれども、洋上救急とか無線医療事業といったことは、本来であれば洋上での救急とか緊急というのには少なれば少ないほどいいわけですがけれども、いざというときのための仕組みといったものを維持し、いつでも使えるようにしていくということは、毎年毎年都度皆さんと確認をして、例えば利用が減ったからといって予算を減らすとか、そういうことではなくて、利用がなかったのはかえって事故が少なくてよかったという捉え方で、船員職業からこれは切り離せない必要なものなんだということを皆さんと毎年確認しながら継続していきたいと思っています。

それから、福祉事業でも意見が出ていましたけれども、これも家族と離れて離家庭性と

いう船員の特殊性、そういう職業柄、周知が進んでいない、あるいは手続が煩雑とか、いろんな原因があるのかもしれませんが、そういう船員が休暇中に家族と過ごすといった福祉事業は、やはり必然というか、ニーズというのもよく見きわめる必要がありますけれども、これも利用促進につながるようなことはぜひ皆さんと一緒に考えながら続けていきたいと考えております。

まずはこの28年度も、さまざまな活動を丁寧にやっていただいたことに感謝を申し上げます。

以上です。

岩村委員長：

ありがとうございました。

そのほかいかがでございましょうか。

済みません、委員長がというのもあるのですが、9ページのところの加入者1人当たりの医療費のところ、入院医療費の問題というのも先ほどちょっとコメントをいただきました。分析の結果としては、28年度のちょっと特殊な事情によるのだろうという分析結果だったのですが、確認ですが、けんぽ本体のほうでもこういったことは別に起きていないということよろしいのでしょうか。そういう意味では、船員保険の部分でのまさに28年度の特殊要因だったということでしょうか。

松下船員保険部次長：

入院医療費の伸びといったところが今回せんぽの特徴でございましたけれども、同じ現象がけんぽであらわれてはございませんで、船員保険のみの伸びと申しますか、現象であったと言えるところでございます。

岩村委員長：

そうしますと、ふたをあけなきゃわからないけれども、今年度については恐らくこういったことはもしかすると起きないだろうという希望的観測をある程度持ってもいいということでしょうか。

松下船員保険部次長：

はい。分析いたしましたところ、先ほど申し上げましたように、年代別ですとか疾病別とかといったところで特段の特徴が見られないところでございまして、特に28年度につきましては、入院医療費が高額であった方上位30名の中で1億4,000万円ほど増加しているところでございまして、ここが入院医療費の伸びに大きく寄与したのかなといったことと、29年4月の入院医療費が28年度と比べますと約5.2%減となっておりますので、28年度特有のものだったのかなと今は考えているところでございますが、5月分以降はまだ集計で

きておりませんので、そちらの動きを見ながら、引き続き検証等を行っていきたいと思っていますところでございます。

岩村委員長：

ありがとうございます。これがずっと続くとなると結構大きな影響を持つのと、けんぽ本体のほうでそういうことがないというのを聞いてちょっと安心したんですが、他にも影響するとなると、医療保険全体の問題としてかなり深刻な問題だという気がしましたので、どうもそうではなさそうだというのを一応お伺いできたのでちょっと安心いたしました。

ほかはいかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

そうしますと、決算、それから事業報告といろいろご説明いただいたところでありますけれども、平成28年度決算については本協議会として了承するというにしたいと思えますけれども、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岩村委員長：

ありがとうございます。

それでは、事務局から今後の手続についてご説明をいただきたいと思います。

松下船員保険部次長：

本日お諮りいたしました平成28年度決算につきましては、あした7月25日に予定しております運営委員会の議を経まして、厚生労働大臣に対して認可の申請を行うこととしております。

岩村委員長：

どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、次の議題に進みます。

議事次第にあります議題の2でございまして、船員保険就学等援護費の改定についてということであります。まず、事務局から説明をいただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

議題2．船員保険就学等援護費の改定について

松下船員保険部次長：

それでは、資料3をご覧ください。船員保険就学等援護費の改定について(案)としているものでございます。

船員の就学等援護費につきましては、1ページにございますとおり、職務上の事由により亡くなった船員の家族及び重度の障害により障害年金を受けることになった船員またはその家族の教育費の負担の軽減を図るため、遺族年金または障害年金の受給者に対して支給しているものがございますが、22年1月以降は労災保険の社会復帰促進等事業として実施されておまして、21年12月以前の職務上の事故による、いわゆる旧船員保険法の規定による遺族年金または障害年金の受給者につきましては、経過措置的に船員保険の福祉事業のほうで船員保険就学等援護費として支給しているところでございます。

支給月額といたしましては、2ページをご覧ください。在学されている学校により決定しているところでございまして、4月と10月に6カ月分をまとめてお支払いしております。なお、現時点で船員保険のほうで支給している方のご人数をそれぞれ右側に記載させていただいておりますが、85名いらっしゃいます。

今回の改正内容といたしましては、文部科学省によります子供の学習費調査における平均教育費等を踏まえまして、小学生につきまして支給金額を月額1万3,000円から1万4,000円に、中学生につきましては支給金額を月額1万7,000円から1万8,000円に、あと、現在該当される方はいらっしゃいませんが、通信制の中学校の支給金額を月額1万4,000円から月額1万5,000円にそれぞれ改定し、今年度の4月分から9月分までをお支払いする29年10月支給分から適用することとして考えております。

なお、3ページに文部科学省の子供の学習費調査によります学習費総額の推移を、また、4ページに労災の就学等援護費につきまして、全く同様の改定が行われた旨をご参考までにお示しさせていただいております。

以上でございます。

岩村委員長：

ありがとうございました。ただいまご説明いただきました労災就学等援護費の改定につきまして、ご意見、あるいはご質問がありましたらお出しいただきたいと思います。

では、平岡委員、どうぞ。

平岡委員：

お願いになろうかと思うんですけども、今、支給されています船員保険就学等援護費は、文科省系の学校に限定されていると思うんですけども、国交系とか、あと農林水産、その辺のところにも学校はあるわけです。特に海技教育機構の関係では、高校、それと短大とあるわけですが、その学校の生徒はほとんどの方が船員になっていかれ、いずれは船員保険に加入して船員を職業とするということになるわけです。そういうことを考えますと、適用の範囲をそちらのほうまで拡大していただきたいと思います。

岩村委員長：

関連ですか。では、浦委員、どうぞ。

浦委員：

今の意見に関連してなんですけれども、同じ質問をさせていただいたと思うんですけれども、これにつきましては、当方が質問して厚労省の担当者とすり合わせをしていただいたと。その上で教育内容の把握に時間を要する、検討したいというご回答だったと思います。もう1年経過しておりますので、それ以降の進捗状況等が何かございましたら、ご披露いただければと存じます。

岩村委員長：

では、事務局のほうでお願いいたします。

松下船員保険部次長：

ご指摘がございましたように、労災の社会復帰促進等事業における支給対象校につきましては、学校教育法及び職業能力開発促進法に規定のある教育施設とされておりまして、以前より厚生労働省労働基準局労災管理課に対しまして、ただいまいただきましたようなご要望を伝えてきているところではございますけれども、今回も確認はいたしました。現状といたしましては特定の業界に特化した教育施設を支給対象校に加えることは非常に難しい旨のスタンスに変わりはないところでございました。

今回の協議会においても、改めてご要望があった旨につきましては、引き続き厚生労働省のほうに伝えさせていただきたいと思っております。

岩村委員長：

では、平岡委員、どうぞ。

平岡委員：

特定の業界というのは何を指されているのかよくわからないので。

岩村委員長：

では、事務局、済みません。

松下船員保険部次長：

失礼いたしました。例えば船員養成校ですとか、そのほかの職業、一定の職業の養成校といったようなところで、学校教育法以外で設置されているような教育機関に対しては、現時点において追加といいますか、支給対象校に加えることは難しいとのことでございます。

岩村委員長：

いかがでしょうか。

それでは、内藤委員、どうぞ。

内藤委員：

私も労働者側代表の意見と同じように、就学を促すこと目的としているのであれば、特定の業界に特化した教育施設は支給対象校とならないというのはちょっとおかしいのかなと思います。ですから、船主側からも、そういう要望があったということをつけ加えていただきたいと思います。

以上です。

岩村委員長：

では、船主側の要望としても、そういうものがあるということを厚労省側にお伝えいただければと思います。

その上で、先ほどお手が挙がりました浦委員、どうぞ。

浦委員：

また同じような話になるんですけれども、特定の事業者というわけではございませんが、この事業というのは、労災保険の社会復帰促進事業として実施されているものを、経過措置的ではありますが、一部船員保険から支給しているという面がございます。今、平岡委員が言った教育機関というのは、まさに船員を養成する機関でございますので、船員保険から支給している部分があるのであれば、そういう子供たちにも支給するのは必然だと考えますので、ぜひその辺の弾力的な判断をお願いしたいと思います。

岩村委員長：

ありがとうございました。

ほかにはいかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、船員保険就学等援護費の改定につきましては、事務局から説明をいただきました見直し内容のとおり実施ということにいたしますので、事務局におかれましては支給事務を適切に行っていただくようお願い申し上げます。

以上をもちまして、本日予定していた議題は全て終了いたしました。

なお、現在の船員保険協議会の委員の任期につきましては、平成29年7月28日までとなっております。任期中の船員保険協議会は今回が最後ということになります。そこで、今期でご退任される委員の方から、一言ずつご挨拶を頂戴したいと存じます。

それではまず、田付委員からお願いを申し上げます。

田付委員：

長いことお世話になり、ありがとうございました。もう定年も過ぎていることで、早くやめさせていただきたいとお願いしていましたが、後任の方も見つかったようで大変心置きなくやめさせていただくことができます。私にとっては本当にいろいろ勉強の場でしたので、お礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

岩村委員長：

ありがとうございました。

それでは、箱井委員、よろしく願いをいたします。

箱井委員：

早稲田大学の箱井でございます。1期2年を務めさせていただきました。私は、海法を専門にしておりますので、船員の方とか船社の方とか、時々商船に乗せていただいたり、日ごろ接することも多くございましたので、この委員会は非常に親しみを持って参加させていただくことができました。とはいえ、ふだんそういった接触の中で聞ける話とまた全然違う話でございますので、私なりにここ2年間勉強する機会がありまして、大変いろいろなことを知ることができました。感謝を申し上げます。

委員として何をされたのか、何かお役に立ったのだろうかという思いもございますけれども、第三者といいますか、公益委員ということで、毎度毎度紛糾して公益委員が活躍する委員会が果たしてよいのかということもございます。この委員会での2年間は、事務局の皆様の大変緻密なお仕事のおかげで、適正に、また円満にやってこられた、それがこの2年間だったのだろうというふうに自分なりに納得しております。

改めまして、岩村委員長ほかの委員の皆様、また事務局の皆様、ご関係の皆様に感謝申し上げます。簡単ではございますが、退任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

岩村委員長：

どうもありがとうございました。ご退任されるお2人の委員の方には、この間、委員会におきまして大変ご助力をいただきまして、まことにありがとうございました。改めてお礼を申し上げたいと思います。

それでは、最後になりますけれども、次回の日程等について事務局のほうから説明をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

松下船員保険部次長：

次回の船員保険協議会につきましては、10月末ごろに平成30年度の保険料率の方向性等に

ついてお諮りする予定でございます。詳細な日程は各委員と調整の上、後日ご連絡させていただきます。

以上でございます。

岩村委員長：

ありがとうございました。

それでは、本日の船員保険協議会はこれで閉会とさせていただきます。きょうはお暑い中、またお忙しいところ、ありがとうございました。（了）